

令和5年1月31日

金融庁総務企画局  
企業開示課 御中

特定非営利活動法人  
日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク  
理事長 牛島 信

「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)(案)  
についてのCGネットの意見

令和4年12月26日に金融庁から発表された『「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)(案)』(以下「本コード案」という。)について、以下のとおり、日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク(以下「CGネット」という。)の意見を述べる。

今般発表された本コード案は、近年、上場会社監査が大手監査法人から準大手、中小規模監査事務所へ移っていることを背景として、個別原則へのコンプライ・オア・エクスプレインの枠組みを維持しつつ、上場会社を監査する全ての監査法人にコードの受入れを求めるとしたものである。また、本コード案の内容が、上場会社監査を行う中小監査法人等の受入れにも馴染み、監査法人の規模・特性等に応じた実効性のある内容となるよう見直されている。

上場会社の監査を担う監査法人は、財務情報の信頼性を確保することを通じて、市場の公正性・透明性を確保するとともに、投資者・債権者の保護を図るとい、いわゆる資本市場の健全性と信頼性を確保するゲートキーパーとしての重要な役割を担っている。

そうした重要な役割を担う監査法人は、大手や準大手の監査法人だけでなく、中小監査法人においても上場会社監査を担う以上は上場会社の監査にふさわしいレベルの確保が重要と解される。本コード案の前文によれば、本コード案は、基本的には上場会社を監査している中小監査法人の体制強化を目指したものであり、現状を踏まえれば必要な見直しであると評価できる。

以上を踏まえて、以下のとおり指摘、提案を行う。

- ・ 原則1の「考え方」で加筆されている、三段落目の「法人の構成員による職業的懐疑心が十分発揮されるよう、適切な動機付けを行う人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備」は喫緊の課題である。すなわち、大手、準大手の監査法人は監査に伴う

リスクを回避するため、監査を受託する企業を絞り込む傾向にあり、いきおい中小法人が引き受ける上場会社が増えている。しかし、近年、処分を受ける中小法人が増えており、ガバナンスの根幹である公正な経営のお墨付きである監査法人監査への信頼性が揺らいでいることからすれば、上記の加筆は、当然になされるべきものである。また、それにとどまらず、これを受けた監査法人の対応についての適切な検討や指導等がなされるようにすべきである。

- ・ 新設される指針1-6では、監査法人のグローバルネットワークへの加盟や他法人等との包括的な業務提携を行なっている監査法人に、その運営を明らかにすることを求めている。非監査業務との利益相反の危険性はかねてより指摘されてきたものである。監査法人のグローバルネットワークへの加盟や他法人等との包括的な業務提携によって、その範囲がさらに広範なものへと拡大しかねないことからすれば、大手、準大手監査法人から中小監査法人に至るまでかかる危険性を踏まえた説明を行うべきである。
- ・ 原則2では、監査法人の組織体制として、実効的な経営（マネジメント）機能の確立を求めている。大手監査法人では、規模の拡大で内部のガバナンスが効かず品質確保がおろそかになる危険があるとされ、また、中小監査法人では意思決定機関と業務執行機関の区分・位置付けが不明確である場合や業務管理体制が未整備又は不十分であるなどと指摘されている。このため、規模にかかわらず「監査品質の確保」等を図るために実効的な経営機能を有することは必要であり、今般の見直しは必要なものと解される。また、今後は、規模に応じた実効的な経営機能についての具体的な取り組みを検討し、明らかにしていくことが求められよう。
- ・ 原則3では、監督・評価機関について言及している。本コード案を受けて、今後、中小監査法人においても監督・評価機関の構成員として独立性を有する第三者の登用が進むと思われる。また、その際には、上場会社でコーポレートガバナンスや監査を担ってきた経験者もその候補者になりうると解される。しかしながら、原則3の「考え方」、二段落目に「企業や他の監査法人における組織的な運営の経験」とあるが、この場合の「組織的な運営の経験」は、いわゆる「経営経験」と受け止められる可能性が高く、上場会社でコーポレートガバナンスを担う独立社外取締役や監査役等の経験を持つ者が求められる点について十分な理解を得にくいように思われる。そのため、当該箇所を「上場企業の組織運営やコーポレートガバナンス、監査を担った経験、他の監査法人の組織的な運営の経験」とすることを検討されたい。また、今後は、独立性を有する第三者の活用にあたり、監査法人の規模に応じた具体的な取り組みが検討されるべきである。
- ・ 指針5-2では、監査法人の透明性確保について、説明すべき項目を示している。そのうち6番目の項目では、「監督・評価機関等の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割、及び貢献及び独立性に関する考え

方」を説明すべきとするが、独立性を有する第三者が選任される場合、上場会社の独立社外取締役と同様に、その活動状況が大きな関心事となると考えられる（会社法施行規則 124 条 4 号参照）。そのため、6 番目の項目の第 2 文を「独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献、独立性に関する考え方及び活動状況」とすることを検討されたい。

本コード案が実施されることによって、大きな影響を受けるのは中小監査法人と解されるところ、その結果、中小監査法人においては、監査品質を向上させるためのコストが増加することも想定される。中小監査法人の監査を受ける上場会社においては、かかる事情を理解したうえで監査を依頼する必要があるものであり、また、上場会社に対する監査の重要性に鑑みれば、上場会社においては、相応の監査コストの増加があり得ることも理解すべきと解される。

そのため、本コード案が確定した際には、金融庁が、このようなコードを策定した理由、意義などを、経済界、市場関係者、監査役支援団体など、関係各所にわかりやすい形で周知徹底されることをお願いしたい。また、日本公認会計士協会には、特に中小監査法人に対して本コード対応の実務的なサポートを要望する。

なお、上場会社のコーポレートガバナンスの実効性向上のため、当法人においても、主な会員層である独立社外取締役や監査役に対して啓蒙活動を行っていく予定である。

以上